

小山工業高等専門学校大学，他高専における履修に係わる単位認定に関する規程

制 定 平成15年4月1日

最終改正 令和4年3月9日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第26条の4の規定に基づき、小山工業高等専門学校における大学，他高専における履修に係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この規程において単位が認定される対象は、大学，又は他高専によって単位が認定された科目であり、各学科及び校長が認めた科目とする。

(単位認定科目と認定の条件)

第3条 大学，他高専における履修により単位が認定された科目の認定科目名は、「特別演習（ ）」とし、認定される単位数は、大学，他高専が認定した単位数とする。

2 当該科目の単位認定にあたっては、あらかじめ担当教員を定めて行うものとする。

3 当該科目は、担当教員が所属する学科の科目の単位として認定される。

(認定単位数)

第4条 認定される単位数は資格取得に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

(単位認定申請)

第5条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、2月末までに成績証明書等の単位の修得を証明できる書類，又はその写しを添えて校長に申請するものとする。ただし、第5学年にあっては、1月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。ただし、上級学年への進級単位としては認めない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。

3 この規程の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で、第2項の学年に在籍することになった者については、この規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者（学年課程の修了が認められず、平成29年4月1日に第1学年に在籍することになった者を除く。）に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、資格取得に係わる単位及びインターンシップに係わる単位と合わせて6単位以内とする。

附 則

この規程は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、資格取得に係わる単位、インターンシップに係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

校 長	教務主事	学生課長	教務係長	教務係員

学 科 長	学級担任

平成 年 月 日

大学，他高専における履修に係わる単位認定

小山工業高等専門学校長 殿

(所 属) \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_ 年

(氏 名) \_\_\_\_\_

大学，他高専における履修に係わる単位認定に関する規程第5条に基づき，下記のとおり申請します。  
記

区 分	事 項
履 修 科 目 名	
単 位 数	単位
履 修 機 関	-----大_学 · -----高_専
備 考	

上記の科目の単位を認定します。

担当教員 : 所属学科 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

- 注) 1. 成績証明書等の修得を証明できる書類を添付すること。  
2. この書類は，担当教員に認定の署名をもらい，学級担任および学科長を経て提出すること。